

インタフェース仕様書(案)  
サービス事業所編

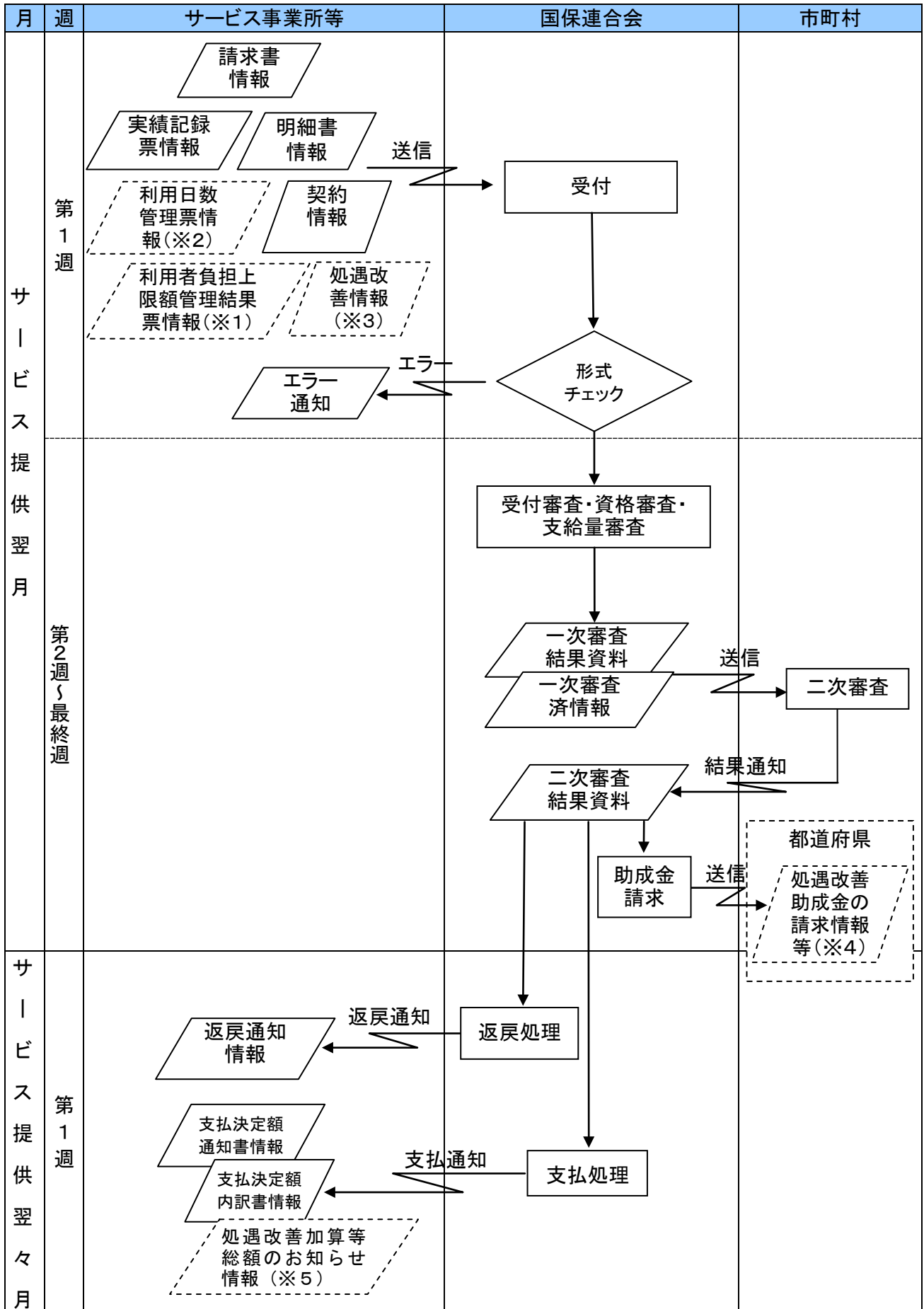
【抜粋版】

平成31年10月

1.2.1.1. 請求情報受け渡し概要

サービス事業所等	国保連合会	市町村
<p>1. サービス事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、国保連合会に契約情報、請求書情報、明細書情報、実績記録票情報を送信する。利用者負担上限額管理を行った場合は、利用者負担上限額管理結果票情報(※1)も送信する。通所施設の利用日数の特例を受ける場合は、利用日数管理票情報(※2)も送信する。処遇改善助成金の請求を行う場合のみ処遇改善情報(※3)を送信する。</p> <p>3. サービス事業所等は、形式チェックでエラーとなった情報の確認を行い、誤りを修正した後、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p> <p>7. 国保連合会から返戻通知情報を受け取る。</p> <p>9. 国保連合会から支払決定額通知書情報等を受け取る。福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8)の請求を行っている場合には処遇改善加算等総額のお知らせ情報(※5)を受け取る。</p>	<p>2. 国保連合会は、サービス事業所等より送信された請求書情報等に対して形式チェックを行う。形式チェックの結果、エラーを発見した場合、サービス事業所等へエラーを通知する。なお、データエラーは、送信された請求書情報等の記載内容の誤りではないため、返戻として扱われない。</p> <p>4. 国保連合会は受付審査・資格審査・支給量審査を行い、一次審査結果資料および、一次審査済情報を作成し、市町村へ送信する。</p> <p>5.1 処遇改善助成金の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等(※4)を請求先都道府県に送信する。</p> <p>6. 市町村の二次審査結果資料により、返戻が発生した場合、サービス事業所等へ返戻通知情報を送付する。</p> <p>8. 市町村の二次審査結果資料に基づきサービス事業所等へ支払決定額通知書情報等を送付する。</p>	<p>5. 市町村は二次審査を行い、二次審査結果情報を国保連合会に送信する。</p> <p>5.2 都道府県は処遇改善助成金の請求情報等を受け取る。</p>
<p>備考</p> <p>※ 1)利用者負担上限額管理を行った場合のみ、上限額管理事業所から送信する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は、利用者負担上限額管理結果票を送信しない。</p> <p>※ 2)通所施設の利用日数の特例を受ける場合、その対象期間の請求については利用日数管理票情報を送信する。</p> <p>※ 3)処遇改善助成金(※6)の請求を行う場合のみ処遇改善情報を送信する(処理対象年月が平成25年12月以降送信しない)。</p> <p>※ 4)処遇改善助成金(※6)の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等を請求先都道府県に送信する。</p> <p>※ 5)福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8)の請求を行っている場合には障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ情報を受け取る。 処遇改善助成金(※6)の請求を行っている場合には助成金支払決定額内訳書情報を受け取る。</p> <p>※ 6)サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。</p> <p>※ 7)サービス提供年月が平成24年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算。</p> <p>※ 8)サービス提供年月が平成31年10月以降の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。</p>		

請求情報受け渡し概要図



### 1.2.2.6. 支払通知情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	J8A1	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	サービス事業所等への支払決定額を通知するためのリスト。処遇改善助成金(※1)の支払決定額も出力される。	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(2)	J8B1	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	サービス事業所等へ支払決定額の内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(3)	J8C1	事業所別障害福祉サービス費等支払明細書	サービス事業所等へ支払決定額の明細を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(4)	J8D1	障害福祉サービス費等支払過誤決定額通知書	サービス事業所等へ過誤申立の決定額を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(5)	J8E1	訪問調査委託料支払明細一覧表	サービス事業所等へ訪問調査委託料の支払明細一覧を通知する為のリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(6)	J8F1	障害福祉サービス費等処遇改善助成金支払決定額内訳書(※1)	サービス事業所等へ処遇改善助成金(※1)の支払決定額の内訳を通知するためのリスト(※3)	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF
(7)	J8G1	障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ(※2、※4)	サービス事業所等へ福祉・介護職員処遇改善加算等(※2、※4)の加算総額及び内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → サービス事業所等	月次	PDF

※1 サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。

※2 サービス提供年月が平成24年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算。

※3 処理対象年月が平成25年12月以降使用しない。

※4 サービス提供年月が平成31年10月以降の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。

## (2)介護給付費等 明細書 基本情報レコード

項番	項目名		属性 (※Z)	バイト 数	内容	※必須 (識別番号毎)				備考
						J121	J131	J141	J221	
1	交換情報識別番号		英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	※B
2	レコード種別コード		コード 値	2	01 を設定する(基本情報レコード)	◎	◎	◎	◎	
3	サービス提供年月		コード 値	6	サービスを提供した年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	◎	◎	◎	◎	※Y
4	市町村番号		コード 値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックジット 1 桁含む)	◎	◎	◎	◎	※C
5	事業所番号		英数	10	サービスを提供した事業所番号	◎	◎	◎	◎	※C
6	受給者証番号		英数	10	受給者証に記載されている受給者証番号	◎	◎	◎	◎	※C
7	助成自治体番号		コード 値	6	助成自治体がある場合、市町村番号を設定	○	○		○	※C
8	支給決定者氏名カナ		英数	25	支給決定者カナ氏名	△	△	△	△	
9	支給決定児童氏名カナ		英数	25	支給決定児童カナ氏名	△	△		△	
10	地域区分コード		コード 値	2	地域区分コードを設定	◎	◎	◎	◎	※C
11	就労継続支援 A 型事業者負担 減免措置実施		コード 値	1	1:無し 2:有り	◎				
12	利用者負担上限月額①		数値	6	所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定	◎	◎		◎	
13	就労継続支援 A 型減免対象者		コード 値	1	1:無し 2:有り	◎				
14	障害支援区分コード		英数	2	月の末日における障害支援区分コードを設定		○			※C ※5
15	上限額 管理 事業所	指定事業所番号	英数	10	上限額管理事業所の事業所番号を設定	○	○		○	※C ※2
16		管理結果	コード 値	1	上限額管理結果票の管理結果を設定	○	○		○	※1 ※2
17		管理結果額	数値	5	上限額管理結果票の管理結果額を設定	○	○		○	※2
18	加算 欄 日中 支援	指定事業所番号	英数	10	連絡調整を行った日中介護事業所の事業所番号を設定		○			
19		当該事業所への通所日数	数値	2	日中介護事業所への通所日数を設定		○			
20	請求 額 集計 欄 合計	給付単位数	数値	9	単位数の合計を設定	◎	◎	◎	◎	
21		総費用額	数値	10	サービスの総費用額の合計を設定	◎	◎	◎	◎	
22		上限月額調整(①②の内少ない数)	数値	6	上限月額調整(①②の内少ない数)の合計を設定	◎	◎		◎	

※1 (4)様式と様式種別番号の対応を参照のこと。

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護(通院等乗降介助以外)、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。また、1日の所要時間を通算して算定する重度訪問介護においては、同一日のサービス提供に対して、同一番号を設定することとなる。さらに、行動援護については1回の外出にかかるサービスについては通算して算定するため1回のサービスに対して同一番号を設定する。

2人派遣により行が分かれる場合は、提供通番は別番号を設定する。

※3 二人派遣で時間がずれた場合、二人派遣で1人目と2人目の従業者要件が異なる場合、ヘルパー1人目の行に‘1’、ヘルパー2人目の行に‘2’を設定する。ただし、重度訪問介護(様式3-2)においては、12時間目までの行に‘1’、13時間目以降の行に‘2’を設定する。また、重度訪問介護(様式3-2)において、二人派遣により行が分かれる場合にはヘルパー単位に‘1’、‘2’を設定する。

例)5:00~20:00(1人目)、15:00~20:00(2人目)の場合

	日付	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間
1人目	1日	1	深夜	早朝	早朝	日中	日中	日中	日中	日中	日中	日中	日中
1人目	1日	2	日中	夜間	夜間	夜間							
2人目	1日	1	日中	日中	日中	夜間	夜間						

※4 居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、生活介護、短期入所、施設入所支援における「重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)」、短期入所における「単独型加算(一定の条件を満たす場合)」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、共同生活援助における「自立生活支援加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、就労移行/就労継続/旧法(通所)における「施設外支援」、「移行準備支援体制加算」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。

※5 1日単位の契約の場合は、朝食、昼食、夕食の全てに1を設定。

※6 居宅介護の場合、提供するサービスに応じて、以下の決定サービスコードを設定する。

111000:居宅介護身体介護決定

112000:居宅介護家事援助決定

113000:居宅介護通院介助(身体介護伴う)決定

114000:居宅介護通院介助(身体介護伴わない)決定

115000:居宅介護通院等乗降介助決定

同行援護の場合、提供するサービスに応じて、以下の決定サービスコードを設定する。

なお、「151000」及び「152000」については、サービス提供年月が平成31年4月以降使用しない。

151000:同行援護(身体介護伴う)決定

152000:同行援護(身体介護伴わない)決定

153000:同行援護基本決定

154000:同行援護基本決定(盲ろう者)

※7 同行援護において、基礎研修課程修了者等(サービス提供年月が平成25年3月以前は3級ヘルパー等)であっても減算対象とならない者が同行援護を行った場合については、「11:初任者等(サービス提供年月が平成25年3月以前は1・2級等)」を設定する。

### 1.2.3.9. 支払通知情報

#### (1) 障害福祉サービス費等支払決定額通知書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (2) 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (3) 事業所別障害福祉サービス費等支払明細書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (4) 障害福祉サービス費等支払過誤決定通知書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (5) 訪問調査委託料支払明細一覧表(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (6) 障害福祉サービス費等助成金支払決定額内訳書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (7) 障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ(帳票)

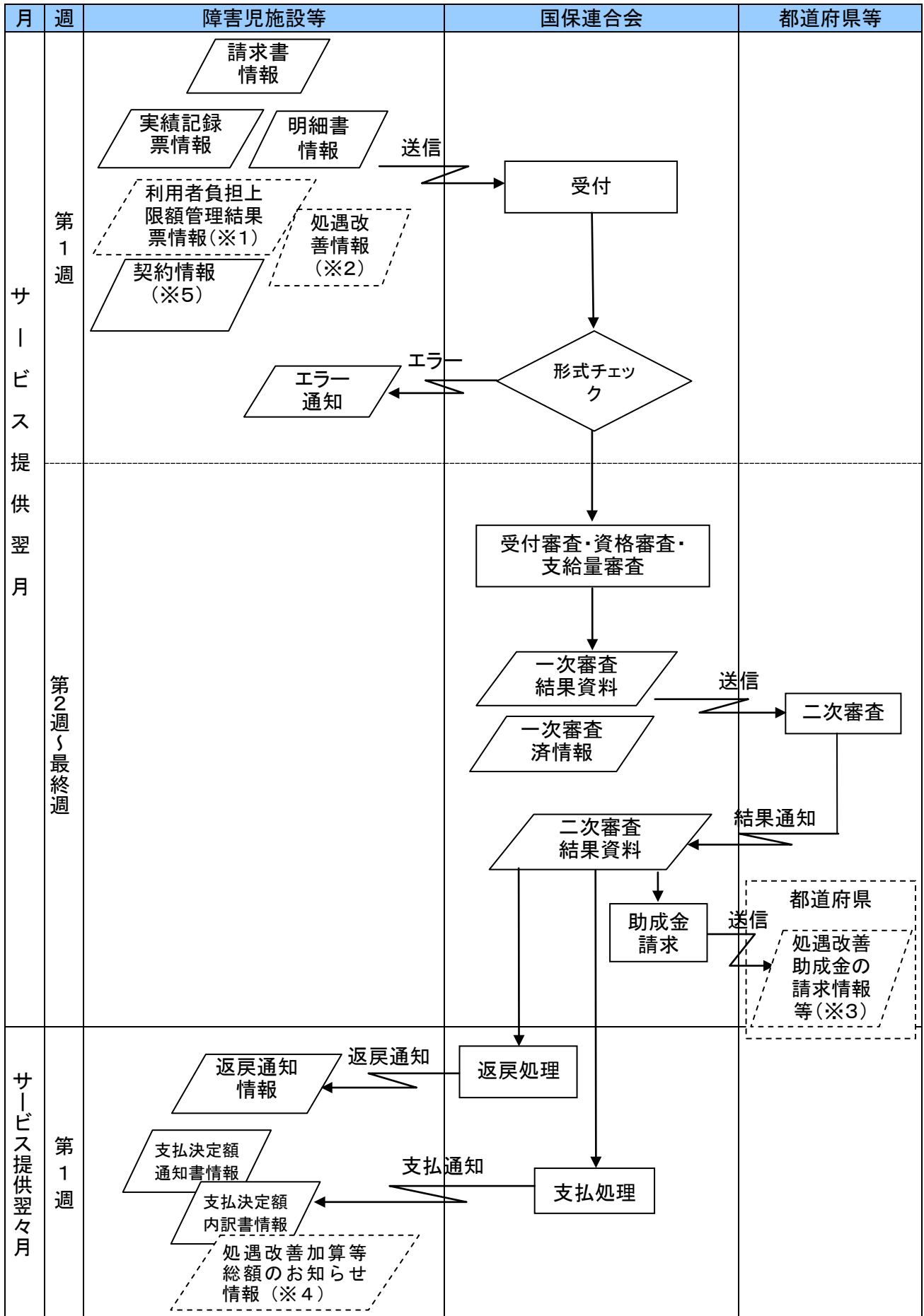
帳票出力情報であるため、項目を記載していません

2.1.1.1. 請求情報受け渡し概要

障害児施設等	国保連合会	都道府県等
<p>1. 障害児施設等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、国保連合会に契約情報(※5)、請求書情報、明細書情報、実績記録票情報を送信する。 利用者負担上限額管理を行った場合は、利用者負担上限額管理結果票情報(※1)も送信する。処遇改善助成金の請求を行う場合のみ処遇改善情報(※2)を送信する。</p> <p>3. 障害児施設等は、形式チェックでエラーとなった情報の確認を行い、誤りを修正した後、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p> <p>7. 国保連合会から返戻通知情報を受け取る。</p> <p>9. 国保連合会から支払決定額通知書情報等を受け取る。 福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8)の請求を行っている場合には処遇改善加算等総額のお知らせ情報(※4)を受け取る。</p>	<p>2. 国保連合会は、障害児施設等より送信された請求書情報等に対して形式チェックを行う。形式チェックの結果、エラーを発見した場合、障害児施設等へエラーを通知する。 なお、データエラーは、送信された請求書情報等の記載内容の誤りではないため、返戻として扱われない。</p> <p>4. 国保連合会は受付審査・資格審査・支給量審査を行い、一次審査結果資料および、一次審査済情報を作成し、都道府県等へ送信する。</p> <p>5.1 処遇改善助成金の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等(※3)を請求先都道府県に送信する。</p> <p>6. 都道府県等の二次審査結果資料により、返戻が発生した場合、障害児施設等へ返戻通知情報を送付する。</p> <p>8. 都道府県等の二次審査結果資料に基づき障害児施設等へ支払決定額通知書情報等を送付する。</p>	<p>5. 都道府県等は二次審査を行い、二次審査結果情報を国保連合会に送信する。</p> <p>5.2 都道府県等は処遇改善助成金の請求情報等を受け取る。</p>
<p>備考</p> <p>※ 1)利用者負担上限額管理を行った場合のみ、上限額管理事業所から送信する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は、利用者負担上限額管理結果票を送信しない。</p> <p>※ 2)処遇改善助成金(※6)の請求を行う場合のみ処遇改善情報を送信する(処理対象年月が平成25年12月以降送信しない)。</p> <p>※ 3)処遇改善助成金(※6)の請求があった場合、処遇改善助成金の請求情報等を請求先都道府県に送信する。</p> <p>※ 4)福祉・介護職員処遇改善加算等(※7、※8)の請求を行っている場合には障害児給付費等処遇改善加算等総額のお知らせ情報を受け取る。 処遇改善助成金(※6)の請求を行っている場合には助成金支払決定額内訳書情報を受け取る。</p> <p>※ 5)サービス提供年月が平成24年4月以降使用する。</p> <p>※ 6)サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。</p> <p>※ 7)サービス提供年月が平成24年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算。</p> <p>※ 8)サービス提供年月が平成31年10月以降の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。</p>		



請求情報受け渡し概要図



## 2.1.2.6. 支払通知情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	K8A1	障害児給付費等 支払決定額通知書	障害児施設等への支払決定額を通知するためのリスト。処遇改善助成金(※1)の支払決定額も出力される。	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(2)	K8B1	障害児給付費等 支払決定額内訳書	障害児施設等へ支払決定額の内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(3)	K8C1	事業所別障害児 給付費等支払明細 書	障害児施設等へ支払決定額の明細を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(4)	K8D1	障害児給付費等 支払過誤決定通知 書	障害児施設等へ過誤申立の決定額を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(5)	K8E1	障害児給付費等 助成金支払決定額 内訳書(※1)	障害児施設等へ処遇改善助成金(※1)の支払決定額の内訳を通知するためのリスト(※3)	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF
(6)	K8F1	障害児給付費等処 遇改善加算等総額 のお知らせ (※2、※4)	障害児施設等へ福祉・介護職員処遇改善加算等(※2、※4)の加算総額及び内訳を通知するためのリスト	国保連合会 → 障害児施設等	月次	PDF

※1 サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。

※2 サービス提供年月が平成24年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算。

※3 処理対象年月が平成25年12月以降使用しない。

※4 サービス提供年月が平成31年10月以降の福祉・介護職員等特定処遇改善加算。

## 2.1.3. 項目説明

本節では、“情報”として記載されている各帳票のインタフェースについて記載する。

### 2.1.3.1. 障害児給付費等 請求書情報

#### (1) 障害児給付費等 請求書情報

障害児給付費等請求書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。

##### 1 : 基本情報レコード

都道府県等、請求障害児施設等および請求金額等に関する情報を格納する。

##### 2 : 明細情報レコード(複数レコード)

サービス種類ごとの請求件数、単位数、利用者負担額、請求額等を格納する。

項番	項目名		属性 (※Z)	パ イ ト 数	内容	※必須		備考		
						K121 K122	K221			
12	利用者負担上限月額①		数値	6	所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定	◎	◎			
13	就労継続支援A型減免対象者		コード値	1	設定しない。					
14	障害支援区分コード		英数	2	設定しない。					
15	上限額 管理事業所	指定事業所番号	英数	10	上限額管理事業所の事業所番号を設定	○	○	※C ※2		
16		管理結果	コード値	1	上限額管理結果票の管理結果を設定	○	○	※1 ※2		
17		管理結果額	数値	5	上限額管理結果票の管理結果額を設定	○	○	※2		
18	加算 欄 日中 支援	指定事業所番号	英数	10	設定しない。					
19		当該事業所への通所日数	数値	2	設定しない。					
20	請求額 集計欄 合計		給付単位数	数値	9	サービス種類コードごとの単位数を設定	◎	◎		
21			総費用額	数値	10	サービスの総費用額を設定	◎	◎		
22			上限月額調整(①②の内少ない数)	数値	6	上限月額調整(①②の内少ない数)の合計を設定	◎	◎		
23			A 型 減 免	事業者減免額	数値	6	設定しない。			
24				減免後利用者負担額	数値	6	設定しない。			
25			調整後利用者負担額	数値	6	調整後利用者負担額を設定	○	○		
26			上限額管理後利用者負担額	数値	6	上限額管理後利用者負担額	○	○	※2	
27			決定利用者負担額	数値	6	算定した結果の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者負担額である)。	◎	◎		
28			請求 額	給付費	数値	10	給付費の請求額を設定	◎	◎	
29				高額障害児通所給付費	数値	10	高額障害児通所給付費を設定		○	
30	特別対策費	数値		10	サービス提供年月が平成24年4月以降は、新体系定着支援に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	○	○	※3 ※4		
31	自治体助成分請求額	数値	6	利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定	○	○				
32	特定 入所 障害 児 食費 等 給付 費	算定日額	数値	4	算定する日額を設定	○				
33		日数	数値	2	算定する日数を設定	○				

※5 【サービス提供年月が平成 31 年 10 月以降の場合】

(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合

① 就学前障害児の発達支援無償化対象である場合

「0」を設定する。

② 就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合

②-1 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合

「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。

なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

より低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

②-2 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合

「0」を設定する。

②-3 多子軽減対象でない場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

(2) 障害児入所支援、または医療型障害児入所支援の場合

① 就学前障害児の発達支援無償化対象である場合

「0」を設定する。

② 就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合

法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。

(3) (1)、(2)以外の場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

【サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降、平成 31 年 9 月以前の場合】

(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合

① 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合

「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。

なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

② 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合

「0」を設定する。

③ 多子軽減対象でない場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

(2) (1)以外の場合

法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。

### 2.1.3.9. 支払通知情報

#### (1) 障害児給付費等支払決定額通知書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (2) 障害児給付費等支払決定額内訳書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (3) 事業所別障害児給付費等支払明細書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (4) 障害児給付費等支払過誤決定通知書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (5) 障害児給付費等助成金支払決定額内訳書(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (6) 障害児給付費等処遇改善加算等総額のお知らせ(帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません